

霧島市余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領

「余裕期間設定契約制度」

(趣旨)

第1条 この要領は、霧島市が執行する建設工事の一部において、余裕期間を設定した契約方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 工事の発注に当たり、実際の工事期間の前に、建設資材の調達や労働力確保のための「余裕期間」を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的活用や担い手の処遇改善に資することを目的とする。

(制度の適用)

第3条 当該制度を適用しようとするときは、執行伺いにおいて「余裕期間適用」と記載した上で、決裁を受けるものとする。

2 当該制度を適用する工事においては、特記仕様書に必要事項を明記しなければならない。

(対象工事)

第4条 対象工事は、原則、市が発注する全ての工事とする。ただし、以下の工事は除くものとする。

- (1) 出水期等により着手時期が限定される工事
- (2) 竣工期限を設定して執行する工事
- (3) 緊急性のある工事
- (4) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

(余裕期間の設定)

第5条 余裕期間は、契約締結日から起算して最大「120日間」とする。

2 前項の規定により難い場合は、発注者が工事開始日の期限を指定することができる。

(工事開始日の設定)

第6条 受注者は、余裕期間内の任意の日を工事開始日と定め、「工事開始日通知書（別紙1）」を霧島市契約規則（平成17年11月7日規則第63号）第23条の規定に基づく契約書案の提出期間内に発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により通知された工事開始日を工期の始期日とした契約を締結しなければならない。

3 契約締結後において、前2項において定めた工事開始日の変更が発生する場合、別紙2により発注者と協議のうえ、工期に係る変更契約をすることにより工事開始日の変更を

することができる。

- 4 第1項による工事開始日の設定及び第3項による工事開始日の変更において、実際に工事を行う期間は変更しないものとする。ただし、第7条第2項による場合は除くものとする。

(工期の設定)

第7条 契約書に記入する工期は、第6条第2項に規定する工期の始期日から発注者が定める工事期間を加えた日を工期の終期日とする。

- 2 前項の終期日が休日になる場合、翌開庁日を終期日とする。

(手続きの特例)

第8条 受注者が行う手続きの特例については、以下のとおりとする。

- (1) 現場代理人等選任通知書については、工事開始日に提出するものとする。
- (2) 受注時のコリンズ (CORINS) への登録について、工事開始日から10日 (休日を除く。) 以内に登録するものとする。

(契約保証の期間)

第9条 建設工事請負契約書第4条に規定する契約の保証期間は、契約締結日から工期の終期日までとする。

(前払金の取扱い)

第10条 受注者は、工事開始日までは前金払を請求できない。

(余裕期間中の取扱い)

第11条 契約締結日から契約書に定められた工事開始日の前日までの期間は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 主任 (監理) 技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- (2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
- (3) 当該制度の適用等により期間中に増加する経費は、全て受注者の負担とする。
- (4) 余裕期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、協議による。

附則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。